

設集落を加えても総農業集落数は12万1千集落(10.3%減)まで減少すると見込まれた。

20年間の農業集落数の減少率は、約2割が消滅集落(そのほとんどが農家点在地)となる都市的地域で17.0%と最も高く、次いで山間農業地域が14.5%、中間農業地域が9.0%の順となった。平地農業地域の減少率は3.2%と他の地域に比べ低い、それでも1千強の農業集落が消滅することとなる。

また、農業集落数の減少とともに注目すべきは、小規模農業集落の著しい増加である。2000年では22.0%であった「4戸以下」と「5～9戸」を合わせた農家数が一桁の農業集落割合(全国)が2020年では34.8%となり、全体の3分の1以上が小規模農業集落となる。特に山間農業地域では半分の農業集落がこれら規模となり、2割弱を集落の消滅が最も危惧される農家数「4戸以下」の集落が占めると見込まれる。

山間農業地域では、都市的地域とともに10戸以上の各区分の集落数がすべて減少に転じており、農家数の多い規模階層ほど高い減少率となっている。農業集落の小規模化が近い将来急速に進むと予測されるのである。

5. おわりに

1990年と2000年の農業集落調査個票を用いて各種集計を行い、近年における農業集落構造の動態分析を地域属性を踏まえ実施した。農業集落調査における調査項目数が1990年調査から大幅に削減されていることに加え、両調査で同一の設問がごく僅かしか存在しないという限界はありつつも、農業集落のマッチング集計によって新たに多くの知見を得ることができた。

その第1は、構成農家数が一桁となった農業集落で集落の消滅(農業集落としての機能が消失)が起こっており、農家数が4戸以下となった集落の約半数は10年以内に消滅していることが確認された。また、現存する農業集落においても構成農家数の減少が進んでおり、特に山間農業地域では3分の1の農業集落が構成農家数が一桁となり、平均戸数(Me)は13戸にまで減少していることがわかった。

第2は、寄り合い回数と構成農家数との間に相関関係が存在し、農家数が少ない農業集落ほど集落における話し合いの機会が少なく、農業集落の小規模化によって集落機能が低下する傾向にあることが明らかとなった。このことは、消滅集落において1990年時の寄り合い回数が継続集落の半分程度しかなかったことからもうかがえた。

第3は、農業集落の小規模化とそれに伴う集落機能の低下は、集落内農地の集団的利用や農道等の農業関連施設の管理活動を後退させ、その結果、耕作放棄地の増加を招く可能性が高いことも示された。中でも山村集落においては、耕作されなくなった農地にそれまで実施されていた植林がほとんど行われなくなり、そのまま耕作放棄されている実態が浮き彫りとなった。

第4は、農業用排水路の維持・管理作業を集落で運営できなくなり、非集落管理に移行した農業集落が約1万4千集落存在する一方で、非集落管理から集落管理へと管理形態を変えた農業集落も約1万6千集落存在した。また、前者の農業集落で田面積や農家数の減少が後者の農業集落より顕著に進んでいることも確認された。

第5は、農業集落の小規模化や機能の低下は、資源管理にかかる活動のみならず、地域活性化を目的とした組織の存在あるいは都市住民との交流といった農業集落の活性化に向けた取り組みに対しても少なからぬ影響を及ぼしていることが、構成農家数や寄り合い回数別の組替集計結果から明らかとなった。

第6は、農業集落数の予測モデルを構築し、趨勢に基づく農業集落の存滅等を農業地域類型別に推計したところ、2020年までに全国で新たに1万6千集落（2000年の総農業集落数の11.5%）が農業集落の機能を消失し、そのうちの約4分の1が農家数がゼロになると見込まれた。また、全地域で小規模農業集落が著しく増加し、特に山間農業地域では約半分が構成農家数が一桁に、2割弱が集落消滅の危険性が最も高い構成農家数「4戸以下」になると予測された。

以上の分析結果を踏まえるならば、個々の農業集落にある程度の活力が残っている、つまり集落内に一定数の農家が存在しているうちに、農業集落の再編等に向けた取組を開始しなければ、農業生産活動の停滞はもとより地域資源の荒廃が加速することは誰の目にも明らかである。しかし、個々の農業集落には古い歴史があり、また、地理的条件による制約も存在することから、機械的に近隣の集落どうしを統合して大きくすればよいというわけにはいかない。実効性のある集落再編のあり方が模索されているのである。

このような状況下において、過疎化・高齢化が進行する西日本の中山間地域などでは、既に農業集落の広域再編（集落連合、コミュニティ・ブロック等）に向けた取り組みを実践しているところも幾つか現れている。これら先進事例の実態を調査し、農業集落の持つ共同体的機能を失うことなく、かつ地域資源の維持管理が可能となる農業集落の再編方策を解明していくことが、残された課題である。

なお、本稿の分析に用いた組替集計結果等のうち、主要な統計表を巻末に掲載した。既存の農業集落統計にはないこれらデータを、農業集落問題の解決に向けた施策や研究の推進のため活用願えれば幸いである。

注（1）わが国で農業集落調査が最初に実施されたのは1955年（昭和30年）の臨時農業基本調査においてである。以降、1960年の農業センサスから10年ごと（西暦の末尾が0の年）に農家調査等と一緒に調査が行われてきている。

（2）1960年調査では「市町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会。農業集落は、農業生産上並びに生活上最も密接に共同し合っている農家を中心とする集団（北海道は農事組合）。具体的には警防・土木・厚生など一連の自主活動を行うため内部規約を利用しあっている集団」、1970年調査では「市町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会。農業集落は、一般的に「部落」と呼ばれているもので、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、

各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位。なお、農業集落に属する土地を農業集落の領域と呼び、農業集落の範囲を属地的にとらえた。一定の土地(地理的な領域)と家(社会的な領域)とを成立要件とした農村の地域社会であるという考え方を取り、これを農業集落とした」と農業集落が定義されている。

なお、各センサスにおける農業集落定義の変遷については、橋詰登「中山間地域における農業集落の存続要件に関する分析」(農林水産政策研究, No.7, 2004 年) 2~4 ページを参照されたい。

- (3) 従前農業集落であったが、農家が全くいなくなってしまう集落については、農業集落調査に付随して情報収集が行われており、農家がなくなった年次やその理由等が「農家数がゼロの農業集落概況表」により整理されている。
- (4) 農家点在地については、総世帯数に占める農家数の割合が 10 %未満でかつ 4 戸以下が一つの目安とされているが、その場合でも農業集落としての機能があると認められるものについては、一般農業集落とすることが調査の手引きで示されている。
- (5) 「農家数がゼロの農業集落概況表」とは、農家がいなくなった集落に隣接する農業集落の代表者(実行組合長、区長等)、あるいは市区町村役場の関係者から、この集落の概況(1990 年の農家数、2000 年の非農家数、農家がなくなった年次とその理由、耕地の管理状況等)を地方統計組織の職員が聞き取り、一覧表に整理したものであるが、集計結果は報告書等に掲載されていない。
- (6) 農業関連施設を集落で管理する割合が、中山間地域の継続集落において高まっている理由として、ほ場整備の進展との関係が考えられる。すなわち、1990 年以降にほ場整備が実施されたことによって、それまで個別管理等であったものが集落管理へと移行したとも考えられる。

そこで、1990 年と 2000 年の農業用排水路の管理形態によって中山間農業集落(畑地型の旧市町村に所在する農業集落を除く)を類型化し、両年における田の区画整理状況を比較した。その結果、2000 年に集落管理に移行した農業集落(非集落管理→集落管理)の区画整理率は 1990 年の 51.5 %から 2000 年には 67.3 %へと 15.8 ポイント上昇しているものの、その上昇度合いは 1990 年には集落で管理していたが 2000 年には管理しなくなった農業集落(集落管理→非集落管理)の 18.6 ポイント(46.2 %から 64.8 %)、両年ともに集落で管理していない農業集落(非集落管理→非集落管理)の 19.9 ポイント(45.9 %から 65.8 %)よりも低い。新たに集落管理に移行した農業集落において、この間とりわけほ場整備が進展しているわけではなく、ほ場整備を契機として農業用排水路の管理形態が変わった農業集落が存在しているとしても、このことが中山間地域で農業関連施設を集落で管理する割合が高まった決定的な要因であるとはいえない。

- (7) 「非集落管理」には、農家や土地持ち非農家による個別管理(数戸の共同を含む)の他、市町村や土地改良区などが直接管理しているものを含む。